曹洞宗教育規程中一部変更案

教　学　部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　更　案 | 現　　　行 | 事　　由 |
|  |  |  |
| （設置等の承認）  第６条　本宗が設置するもののほか、僧侶教育施設の設置者は、その設置、廃止及び設置者の変更について、内局の承認を受けなければならない。 | （設置等の承認）  第６条　本宗が設置するもののほか、僧侶教育施設の設置者は、その設置、廃止及び設置者の変更について、内局の承認を受けなければならない。 |  |
|  |  |  |
| （堂則）  第１３条　僧堂の堂則は、教学部長の認可を受けなければならない。 | （堂則）  第１３条　僧堂の堂則は、教学部長の認可を受けなければならない。 |  |
|  |  |  |
| （安居証明書）  第１６条　堂長は、第１２条に定める履修単位数を修得し試験に合格した者に対し、安居期間及び出席日数（その合格した行期の安居期間及び出席日数に限る。）を記した安居　証明書を交付することができる。 | （安居証明書）  第１６条　堂長は、試験に合格した者に安居期間を記した安居証明書を　交付することができる。 | 安居証明書記載事項の充実を図るため、字句を追加 |
| ２　前項に掲げる安居期間については、試験に不合格であった行期の　安居期間を含めてはならない。 |  | 不合格の安居期間の除外を定めるため、第２項を新設 |
| ３　前２項の規定により交付する安居証明書は、堂長が、掛搭僧について履修単位数を修得している事実、　試験に合格した行期がある事実、　試験に合格した行期の期間及び出席日数を証明するために作成する。 |  | 安居証明書の証明　事項を定めるため、第３項を新設 |
|  |  |  |
| （雑則）  第１７条　宗制及び堂則に定めるもののほか、僧堂の役職員、経費その他の必要な細目は、堂長が定める。　この場合において、その細目のうちに宗制又は堂則の定めと異なる部分があるときは、その部分は、効力を有しない。 | （準則）  第１７条　僧堂の役職員、経費その　他の必要な事項は、堂則の準則に　よって定める。 | 見出しを変更  内部的な施行細目を設けることについて明確化を図るため、字句を整理のうえ、後段規定を新設 |
|  |  |  |
| （認可）  第２２条　専門僧堂を設置しようと　する者は、設置基準により、その　堂則、詳細な経営費の支弁方法その他必要と認める事項を記載した専門僧堂（専門尼僧堂）設置認可申請書（様式教学第１号）により教学部長の認可を受けなければならない。　その申請事項を変更しようとする　ときも、また同様とする。 | （設置認可）  第２２条　専門僧堂を設置しようと　する者は、設置基準により、その　堂則、経費の支弁方法その他必要　な事項を記載した専門僧堂（専門　尼僧堂）設置認可申請書（様式教学第１号）により教学部長の認可を　受けなければならない。その申請　事項を変更しようとするときも、　また同様とする。 | 見出しを変更  申請書の記載事項と整合を図るため、　字句を整理 |
| ２　・・・・・。 | ２　・・・・・。 |  |
|  |  |  |
| （認可申請者の資格）  第２３条　前条の認可申請をしようとする者の寺院は、次の各号に掲げる事項を備えていなければならない。 | （認可申請者の資格）  第２３条　前条の認可申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を備えた者でなければならない。 | 本規程中の整合を　図るため、字句を　整理 |
| （１）　学科、参褝、法式等の用に供する伽藍で、特に僧堂を　有すること。 | （１）　学科、参褝、法式等の用に供する伽藍で、特に僧堂を　有すること。 |  |
|  | （２）　２０人以上の掛搭僧を常在させることができる資産を　有すること。 | 設置基準および堂則による措置に改めるため、第２号を削除 |
| （２）　設置場所及び土地の状況　が掛搭僧を教育するに適すること。 | （３）　設置場所及び土地の状況　が掛搭僧を教育するに適すること。 | 第２号削除に伴い、号を繰り上げる |
|  |  |  |
| （認可の取扱い）  第２４条　教学部長は、第２２条の　認可申請があった場合は、申請事項等を精査し、必要に応じ現地確認を実施し、認可すべきものと認めた　ときは、内局の承認を得てその認可の決定をすることができる。 | （認可）  第２４条　内局は、第２２条の認可　申請があった場合は、現地調査を　実施するなど申請事項等を精査の　うえ、その設置を認可するものと　する。 | 見出しを変更  認可の取扱いにつき第６条および第２２条の規定と整合を　図るため、字句を　整理 |
| ２　第２２条に掲げる「その他必要と認める事項」は精査の必要に応じて随時教学部長が定め、指示する。 |  | 追加する精査事項について、第２項を　新設 |
| ３　何らかの条件又は期限を付して　第２２条の認可申請が提出された　ときは、同条の規定による認可を　受けることができない。 |  | 不適正対応（条件や期限の付与）に係る措置につき、第３項を新設 |
| ４　教学部長の指示を拒み、妨げ、　忌避し、回答せず、又は虚偽の回答をしたことが明らかになったときは、第２２条の規定による認可を　受けることができない。 |  | 不適正対応（拒否、妨害、忌避、未回答や虚偽回答）に係る措置につき、第４項を新設 |
| ５　前２項の規定により認可を受けることができなくなった日から起算　して１０年を経過していない者は、第２２条第１項前段の規定による　認可を受けることができない。 |  | 不適正対応に関する欠格条項について、第５項を新設 |
| ６　第２７条第１項第１号から第１１号までのいずれかに該当することにより認可を取り消された日から起算して１０年を経過していない者は、第２２条第１項前段の規定による　認可を受けることができない。 |  | 認可取消しに関する欠格条項について、第６項を新設 |
| ７　専門僧堂を設置しようとする者の寺院に寺族代表の登録があるときは、第２２条の規定による認可を　受けることができない。 |  | 僧堂を設置する寺院の寺族代表の取扱いについて、第７項を新設 |
| ８　教学部長は、第２条に掲げる設置基準及び第２３条に掲げる認可申請者の資格のほか、第２２条の認可に際し、教育環境保全の観点から見て必要と認める条件を付することが　できる。 |  | 認可に対する教学部長の条件付与について、第８項を新設 |
|  |  |  |
| （開単の届出）  第２５条　前３条の規定によって認可されたときは、設置者は、師家及び准師家連署のうえ、専門僧堂（専門尼僧堂）開単届（様式教学第２号）により専門僧堂の開単を教学部長に届け出なければならない。 | （開単の届出）  第２５条　前２条の規定によって認可されたときは、設置者は、師家及び准師家連署のうえ、専門僧堂（専門尼僧堂）開単届（様式教学第２号）により専門僧堂の開単を教学部長に届け出なければならない。 | 今次規程変更に伴い整合を図るため、　字句を整理 |
|  |  |  |
| （認可の取消し）  第２７条　教学部長は、専門僧堂が　次の各号のいずれかに該当するときは、内局の承認を得てその認可を　取り消す。 | （認可の取消し）  第２７条　専門僧堂の認可を受けた後、第２条の規定による設置基準を満たさなくなった場合は、その認可を取り消されることがある。 | 取消し条件の明確化を図るため、字句を整理するとともに、第１号から第１２号までを新設 |
| （１）　教学部長の指示に従わなかったことが明らかになった　とき。 |  | 不適正対応について第１号を新設 |
| （２）　安居修行の実態を適切に　反映していない掛搭僧の在籍の記録又は事実に基づかない安居証明書の交付が明らかになったとき。 |  | 不正行為について、第２号を新設 |
| （３）　師家及び准師家のほか、　置くべき役員を置いていないことが明らかになったとき。 |  | 宗制違反について、第３号を新設 |
| （４）　認可に係る提出書類の偽りその他不正の手段により認可を受けたことが明らかになったとき。 |  | 虚偽行為や不正行為について、第４号を新設 |
| （５）　第２条に掲げる設置基準に適合しなくなったことが明らかになったとき。 |  | 不適格状態について第５号を新設 |
| （６）　第２２条第１項後段の規定により認可を受けなければ　ならない事項を、同規定の　認可を受けないで変更した　ことが明らかになったとき。 |  | 宗制違反について、第６号を新設 |
| （７）　第２３条に掲げる事項の　一に適合しなくなったことが明らかになったとき。 |  | 不適格状態について第７号を新設 |
| （８）　僧堂の経理状況について、僧堂を設置する寺院の法人　一般会計と区別される独立　した経済主体として適切に　区分経理されているか否かを検討するため、僧堂を設置　する寺院の法人一般会計及び僧堂の特別会計に関する過去３年間程度の収支計算書の　提出を求めた場合において、これを拒んだとき。 |  | 不適正対応について第８号を新設 |
| （９）　第２４条第７項の規定に　よる条件に適合しなくなったことが明らかになったとき。 |  | 不適合状態について第９号を新設 |
| （１０）　平成　　年　　月　　日施行附則中に掲げる事項に　反する事実が明らかになったとき。 |  | 宗制違反について、第１０号を新設  （期日は、施行附則の公布日とする） |
| （１１）　その他法令、宗制又は　堂則に反する事実が明らか　になったとき。 |  | 法令、宗制および　堂則違反について、第１１号を新設 |
| （１２）　専門僧堂の設置者より　認可の取消しを求める申出があったとき。 |  | 自らの取消し申出について、第１２号を新設 |
| ２　前項の規定にかかわらず、宗議会は、社会の多様かつ構造的な変化や専門僧堂の抱える課題に対し適切に対処するため、解決すべき制度上の障壁があると認めるときは、総合的な見直しを行い必要となる整理や　変更を行うため、すべての専門僧堂の認可を同時に取り消すことができる。なお、この認可の取消しには、専門僧堂ごとに個別の条件を付してはならない。 |  | すべての専門僧堂に関する、例外を設けない一律同時の認可取消しを整備する　ため、第２項を新設 |
|  |  |  |
| （専門尼僧堂）  第２８条　専門尼僧堂については、　専門僧堂の例による。 | （専門尼僧堂）  第２８条　専門尼僧堂については、　専門僧堂の例による。 |  |
|  |  |  |
| （堂長会議）  第２９条　内局は、毎年１回以上、　堂長会議を開き、僧堂の運営及び　教育内容について協議する。 | （堂長会議）  第２９条　内局は、毎年１回以上、　堂長会議を開き、僧堂の運営及び　教育内容について協議する。 |  |
|  |  |  |
| （僧堂振興協議会）  第３０条　内局は、僧堂相互の連絡　及び振興を図るために、毎年１回　以上、僧堂振興協議会を開催する　ことができる。 | （僧堂振興協議会）  第３０条　内局は、僧堂相互の連絡　及び振興を図るために、毎年１回　以上、僧堂振興協議会を開催する　ことができる。 |  |
|  |  |  |
| （学事報告書）  第３１条　特別僧堂、特別尼僧堂、　本山僧堂、専門僧堂及び専門尼僧堂の堂長は、毎年度末に、学事報告書を作成し、４月末日までにこれを教学部長に提出しなければならない。 | （学事報告書）  第３１条　特別僧堂、特別尼僧堂、　本山僧堂、専門僧堂及び専門尼僧堂の堂長は、毎年度末に、学事報告書を作成し、４月末日までにこれを教学部長に提出しなければならない。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 附　則（　 年　 月　 日）  １　この変更規程は、平成３０年８月１日から施行する。 |  |  |
| ２　この変更は、僧堂教育は本宗の　行学（仏祖の身心を学得し、法灯の伝持者及び布教伝道の人器を養成　すること。以下この施行附則中に　おいて同じ。）の根幹を支えるものであることに深く思いをめぐらし、より活力ある宗団の実現に寄与することを旨として、行うものである。 |  | 今規程変更の趣旨を明らかにするため、附則第２項を整備 |
| ３　宗議会は、次の各号に掲げる事項を確認する。 |  | 今次規程変更に係る確認事項について、附則第３項を整備 |
| （１）　徒弟の養成は、曹洞宗宗憲に定めるとおり住職の義務であること。 |  | 徒弟の養成義務に　ついて |
| （２）　僧堂は、曹洞宗宗憲に定めるとおり本宗の行学を特に行う僧侶教育施設であること。 |  | 僧堂の位置づけに　ついて |
| （３）　法要儀式を行う者は、曹洞宗儀礼規程に定めるとおり　本宗の教師であること。 |  | 法要儀式の執行権限者について |
| （４）　僧堂は、精神的又は身体的な課題を抱える掛搭僧又は　掛搭志願者を受け入れるときは、保健医療福祉又は心理に係る専門的知識、技術又は　経験を有する者の協力を得ることができるよう連携体制　を整備し、その障壁となる　事物、制度、慣行、観念等　を除去し、その旨を僧堂の　役員、掛搭僧ほか関係者に　対し周知するとともに、定期的に必要となる学習を行わなければならないこと。また、僧堂は、この規程の目的に　定めるとおり本宗における　宗門有為の人材を養成する　ための僧侶教育施設であり、保健医療福祉又は心理に係る専門的な情報提供、助言その他の援助を直接的に行う施設ではないこと。 |  | 保健医療福祉や心理の専門分野に関する僧堂の位置づけに　ついて |
| （５）　僧堂は、掛搭僧又は掛搭　志願者の精神的又は身体的な課題に対する保健医療福祉　又は心理に係る専門的知識、技術又は経験を有する者の　協力を得ることができるよう連携体制を整備していない　ときは、掛搭僧又は掛搭志願者の精神又は身体に不測の　侵害又は危難を生ずるおそれがあることから、僧堂の対応能力を超えた掛搭僧を継続　して安居させ、又は僧堂の　対応能力を超えた掛搭志願　者を受け入れてはならない　こと。また、僧堂は、掛搭僧又は掛搭志願者の精神又は　身体を保護するため、必要に応じその徒弟養成義務者で　ある住職との緊密な連絡を　保つとともに、場合により　暫暇や早期の送行も視野に　入れた適切な対応を図らなければならないこと。 |  | 掛搭僧や掛搭志願者が保健医療福祉や　心理に関する専門的支援を必要とする　場合において、その課題に対応する体制の構築が不十分で　ある場合、本人の　精神や身体を不安定な状況に追い込むおそれがある。適切な専門的支援を要する課題であるため、　僧堂側の対応能力を超えた無責任な受け入れを防ぐことに　ついて |
| （６）　僧堂は、この規程の目的に定めるとおり本宗における　宗門有為の人材を養成する　ための僧侶教育施設であり、犯罪をした者を支援するための矯正施設や更生保護施設　ではないこと。 |  | 僧堂は、矯正教育や更生保護教育の場ではないことについて（処分した者を引き続き僧堂に掛搭させることは許さない）について |
| （７）　いかなる理由があっても、僧堂で発生した不祥事件を　正当な行為と解釈してはならないこと。さらに、その発生した不祥事件に被害者があるときは、いかなる理由があっても、その被害者の精神や　身体等に対し危害又は損害を及ぼすことを正当な行為と　解釈してはならないこと。 |  | 発生した事件を正当化してはならない　ことについて  また、被害者の行状を理由に、加害者の行為を正当化してはならないことについて |
| （８）　僧堂において不祥事件が　発生したときは、僧堂は、　直ちに事実関係を調査し、　その不祥事件の当事者のうちに掛搭僧があるときはその　徒弟養成義務者である住職と緊密な連絡を保つとともに、その状況について遅滞なく　教学部長に報告しなければ　ならないこと。また、その　不祥事件に被害者があるときは、その加害者とその被害者が接することのないよう配慮するとともに、その被害者　を保護しなければならない　こと。さらに、僧堂は、その不祥事件が犯罪行為として　取り扱われるべきものであると認めるときは、隠蔽せず　黙認せず所轄警察署に連絡　通報し、適切に援助を求め　なければならないこと。 |  | 暴力行為に限らず、また事件の関係者が役員、掛搭僧にかかわらず、発生した　事件に厳正に対処　すること（被害者があれば保護し、また警察に通報することは当然の対応であるため、合わせて整備する）について |
| （９）　不祥事件の事実関係が明らかになった場合において、　その不祥事件の関係者を処分したときは、僧堂は、その　処分した者の行状や動機や　事件後の態度、その不祥事件の性質や軽重、その不祥事件が僧堂の管理運営に及ぼした影響その他の事情の如何に　かかわらず、その処分した　ものを遅滞なく下山させなければならないこと。また、　僧堂は、その処分したものが掛搭僧であるときは、専門的知識、技術又は経験を有する者の協力を得てその徒弟養成義務者である住職が計画策定する改善更生指導の迅速かつ適切な実施に支障を生ずる　おそれのないよう、その処分したものを直ちに下山させ　なければならないこと。 |  | 暴力行為に限らず、また事件の関係者が役員、掛搭僧にかかわらず、処分した者は例外なく下山させること（処分した者が掛搭僧である場合は、急ぎ住職のもとに返すのが僧堂の　取るべき配慮であることを合わせて整備する）について |
| （１０）　第１６条の規定にかかわらず、僧堂は、掛搭僧を処分したときは、その処分した　掛搭僧の安居証明書を交付　してはならないこと。 |  | 処分した掛搭僧への安居証明書の不交付について（安居修行を最初からやり直す機会を与えるため） |
| ４　我が国における近年の急速な少子化等に伴い生産年齢人口の減少が　進行しており、その状況が仏祖の　示訓及び曹洞宗行持軌範による僧堂の行学の実践に深刻かつ多大な影響を及ぼしている。住職が徒弟養成の第一義的責任を有するとの曹洞宗　宗憲の定めに十分配慮しつつ、本宗の基盤をなす僧堂教育を持続させていくためには、その基盤を堅持するための対策を着実に実施していく　必要があることに鑑み、社会情勢の急速な変化が見込まれる中で長期的視点に立って的確に対処するため、宗議会は、変更後の第２７条第２項の規定により、国内に存するすべての専門僧堂（第２８条の規定により専門尼僧堂を含む。以下この施行　附則中において同じ。）の認可を　平成３４年９月３０日に取り消す。 |  | すべての専門僧堂の認可の取消しについて、附則第４項を　整備 |
| ５　教学部長は、前項による認可の　取消しについて、曹洞宗報に公示　するとともに、第２７条の規定の例により遅滞なく所要の手続を行わ　なければならない。 |  | 宗議会決定に関する取消し事務手続きの執行について、本則の規定との関連性を規定するため、附則第５項を整備 |
| ６　前２項の規定は、平成３４年９月３０日より前に、専門僧堂の設置者が認可の取消しを求めることを妨げない。 |  | 宗制による取消しに先立ち、設置者自ら認可の取消しを申し出ることについて、附則第６項を整備 |
| ７　この変更規程施行の際、現に国内に存するすべての専門僧堂について、そのいずれかの設置者が、その認可を取り消される平成３４年９月３０日の翌日に継続して専門僧堂を設置しようとするときは、第２２条の規定によりあらかじめ認可を受けなければならない。この場合の認可申請の取扱いは、平成３１年４月　１日から平成３２年３月３１日までの間に提出されたものに限る。 |  | 再認可手続きと申請提出期間について、附則第７項を整備 |
| ８　前項の認可申請については、平成３３年１０月３１日までに、その　認可の可否を決定しなければなら　ない。 |  | 再認可の精査期間について明確化を図るため、附則第８項を整備（申請の提出が始まる平成３１年　４月から平成３３年１０月まで精査期間は計３１か月） |
| ９　前項の可否の決定にあたっては、専門僧堂としての安定的な運営が　確保されているか否かについて留意しなければならず、また、その精査にあたっては、申請人が設置者と　して現に管理運営する専門僧堂の　視学員視察報告書ほか教学部長が　過去に得た情報もすべて重視して　実施するものとする。 |  | 認可の精査に関する留意事項と教学部長が保有する過去情報の取扱いについて、附則第９項を整備 |
| １０　この施行附則第７項による認可申請を精査の結果、専門僧堂の認可を可とすることに決したときは、　平成３４年１０月１日を認可の日と定める。また、その可とすることに決したときは、遅滞なく申請人に　対しその旨を通知するとともに、　認可を否とすることに決した者が　現に管理運営する専門僧堂から移ることとなる掛搭志願者については、その相手側の僧堂と連絡調整を図りながらの円滑な受入れを要請しなければならない。 |  | 認可を「可」とする場合の手続きにつき附則第１０項を整備（これに合わせて、認可の取消しとなる専門僧堂から新たな僧堂に掛搭僧が移動することに対し配慮要請を整備） |
| １１　前項の通知を受けた者は、速やかに第２５条の開単の届出を提出　しなければならない。この場合に　おいては、その認可の日と同一で　ある平成３４年１０月１日を開単の日と定める。 |  | 再認可にあたり切れ目のない円滑な運営を求めるため、再認可の日に即日開単できるよう、開単届の取扱いについて附則第１１項を整備 |
| １２　この施行附則第１０項の通知を受けた者は、掛搭僧の便宜を図る　ため、認可を取り消される日から　その翌日（新たに認可を受ける日）以降にかけて連続で安居する者に　対し、その認可の前後の通算期間による安居証明書を交付することが　できる。 |  | 認可取消しの前と、再認可後について、個別の安居証明書の発行を要しない旨、附則第１２項を整備 |
| １３　この施行附則第１０項の通知を受けた者は、僧堂を設置する寺院の法人が主体的に行う公益事業（教育に関する事業）として、その法人の寺院規則中に僧堂の管理運営に関する事項を規定しなければならない。その公益事業実施に関する寺院規則の準則については、総務部長は、　教学部長と合議のうえ定める。 |  | 僧堂事業の管理運営について、寺院規則中に法人の公益事業として明記する旨、附則第１３項を整備 |
| １４　この施行附則第１０項の通知　を受けた者は、僧堂の管理運営を　行う会計について、僧堂を設置する寺院の法人一般会計から区分し、　特別会計として経理しなければならない。 |  | 法人一般会計と僧堂事業会計の区分経理を寺院規則に明記することにより、寺院運営と僧堂運営との間に明確な線引きを求めるため、附則　第１４項を整備 |
| １５　この施行附則第７項による認可申請を精査の結果、専門僧堂の認可を否とすることに決したときは、　遅滞なく申請人に対しその旨を通知しなければならない。 |  | 認可を「否」とする場合の手続きにつき附則第１５項を整備 |
| １６　前項の通知を受けた者が現に　管理運営する専門僧堂及びこの施行附則第７項に掲げる認可申請をしなかった設置者の専門僧堂は、平成　３３年１１月１日以降に開かれる　第２９条の堂長会議、第３０条の　僧堂振興協議会及び僧堂人権学習会担当者会議の出席者に含めない。 |  | 認可を否とする僧堂および再認可を求めない僧堂に関する、関係会議の出席者の除外について、附則第１６項を整備 |
| １７　この施行附則第１５項の通知を受けた者が現に管理運営する専門僧堂及びこの施行附則第７項に掲げる認可申請をしなかった設置者の専門僧堂は、平成３３年１１月３０日をもって掛搭志願者の新規受入れを　終了しなければならない。 |  | 認可を否とする僧堂および再認可を求めない僧堂に関する、掛搭僧の新規受入れ終了について、附則第１７項を整備 |
| １８　この施行附則第１５項の通知を受けた者が現に管理運営する専門僧堂及びこの施行附則第７項に掲げる認可申請をしなかった設置者の専門僧堂は、平成３３年１１月１日から平成３４年３月３１日までの間に、次の各号に掲げるとおり掛搭僧を　すべて送行させなければならない。この場合において、平成３４年４月１日を経過して在籍する掛搭僧が　あったときは、平成３４年３月３１日をもって送行したものとみなす。 |  | 認可を否とする僧堂および再認可を求めない僧堂に関する、掛搭僧の送行や移行等について、附則　第１８項を整備  （認可取消し日までの送行を希望する掛搭僧について第１号を整備、別の僧堂に移って安居修行の　継続を希望する掛搭僧について第２号を整備） |
| （１）　掛搭僧のうち平成３４年　３月３１日までに送行を予定する者については、そのように取計らう。 |  |  |
| （２）　掛搭僧のうち平成３４年　３月３１日の翌日以降も掛搭を希望する者については、　本人と師僧に状況を説明の　うえ、本人の修行環境の安定に配慮しつつ希望する掛搭　志願先（本山僧堂又は認可を可とすることに決した者が　現に管理運営する専門僧堂）を丁寧に聴取し、希望する　掛搭志願先に円滑に移ることができるよう所要の連絡調整を図りながら支援する。 |  |  |
| １９　この施行附則第１５項の通知を受けた者が現に管理運営する専門僧堂及びこの施行附則第７項に掲げる認可申請をしなかった設置者の専門僧堂は、第３１条の規定にかかわらず、掛搭僧がすべて送行した後で　ある平成３４年４月１日からその　認可を取り消される平成３４年９月３０日までの間に係る学事報告書の提出は不要とする。 |  | 在籍掛搭僧がいない残務整理の期間中に関する学事報告書の提出不要について、附則第１９項を整備 |
| ２０　この施行附則第１５項の通知を受けた者が現に管理運営する専門僧堂及びこの施行附則第７項に掲げる認可申請をしなかった設置者の専門僧堂は、次の各号に掲げるものの　ほか、平成３４年４月１日からその認可を取り消される平成３４年９月３０日までの間に所要の残務を整理しなければならない。 |  | 残務整理について、附則第２０項を整備（前年度の学事報告書の提出について　第１号を、その他の帳票類の整理について第２号を整備） |
| （１）　平成３３年度の学事報告書を、平成３４年４月３０日　までに提出すること。 |  |  |
| （２）　専門僧堂が管理する各種の台帳、記録、帳簿の類を整理すること。 |  |  |
| ２１　前項の専門僧堂が管理する各種の台帳、記録、帳簿の類については、その認可を取り消された後は、その認可を取り消された専門僧堂を設置していた寺院が承継し、その　認可を取り消された専門僧堂に係る爾後の各種照会等があったときは、これに対し速やかに応ずる体制を　構築しておかなければならない。 |  | 認可取消しとなった専門僧堂の各種台帳類の承継について、附則第２１項を整備 |
| ２２　宗務庁役職員がこの附則中に　定める形式審査又は補正要求の事務執行に関し、申請人又は第三者から文書又は口頭により次の各号に掲げる不適正要望等を受けることがあったときは、その要望等に関係する　第２２条の認可申請は、同条第１項前段の規定による認可を受けることができないものとする。また、認可の可否を決定した後も、その要望等には応じない。 |  | 宗務庁役職員が問題を抱え込むことなく公正に職務を執行できる環境を確保するため、附則第２２項を整備 |
| （１）　著しく有利な取扱いをする　ことの要求、又は著しく不利な取扱いをすることの要求 |  | 例：合理的理由なく認可要求する、あるいは不認可を要求する |
| （２）　義務のない行為を行わせる　ことの要求、又は職務の執行を妨げることの要求 |  | 例：職務外の仲介を要求する、あるいは合理的理由なく指示変更や中止を要求する |
| （３）　職務上知り得た秘密を漏らす行為を求めることの要求 |  | 例：手続状況の漏洩を要求する、あるいは認可予定の事前の開示を要求する |
| （４）　執行すべき職務を行わないことの要求 |  | 例：合理的理由なく事務執行の停止を要求する |
| （５）　前各号に掲げるものの　　ほか、法令、宗制又は堂則　に反する行為を行うことの　要求 |  | ほか、法令等に違反する特別扱いを要求することについて、第５号を整備 |
| ２３　宗務庁役職員がこの附則中に　定める形式審査又は補正要求の事務執行に関し、申請人又は第三者から文書又は口頭により次の各号に掲げる不当要求行為等を受けることがあったときは、その行為等に関係する第２２条の認可申請は、同条第１項前段の規定による認可を受けることができないものとする。また、認可の可否を決定した後も、その行為等には応じない。 |  | 宗務庁役職員が問題を抱え込むことなく公正に職務を執行できる環境を確保するため、附則第２３項を整備 |
| （１）　要求の実現を図るために　行われる社会常識を逸脱した行為 |  | 例：大声で威嚇して書類受理を要求する、要求を　聞き入れないと告訴すると脅迫する、要求を　聞き入れないとマスコミに流す等と脅迫する |
| （２）　本宗の設備の保全又は秩序の維持に支障を生じさせる　行為 |  | 例：要求が聞き入れられないことに不満を抱いて、本宗の備品等を棄損したり庁舎内に座り込んで業務を妨害する |
| （３）　前各号に掲げるものの　　ほか、不当に宗務庁役職員の職務の遂行に支障を生じさせる行為 |  | 例：長時間話し続けて役職員を拘束する、あるいは幾度となく電話してきて長時間同じことを繰り返して話す等 |
| ２４　前２項の規定により認可を受けることができなくなった日から起算　して１０年を経過していない者は、第２２条の規定にかかわらず、同条第１項前段の規定による認可を受けることができない。 |  | 不適正要望等および不当要求行為等に　関する欠格条項について、附則第２４項を整備 |
|  |  |  |